

Pasion GK School スクール規約

第1条 【名称及び所在地】

本 GK スクールは、Pasion GK School（以下「本スクール」という）と称し、グッドライフネットワークが主催、監修、運営をし、本スクール事務所を愛知県津島市愛宕町6丁目9番地4に置きます。

第2条 【目的】

専任 GK コーチ制による一貫指導により、サッカー及び GK としての技術向上及び普及に努めると共にスポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を目的としています。

第3条 【構成】

本スクールは、小学校3年生～中学校3年生を対象に、小学生3・4年生クラス、小学生5年生クラス・小学生6年生クラス・中学生クラスの4種類のクラスで構成されます。

第4条 【入会資格及び入会手続】

1. 本スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールが入会に適すると認めた者（以下会員という）とします。
2. 親権者の許可を条件とします。
3. 会員は、別に定める入会申込書に必要事項を記入・捺印し、提出することとします。

第5条 【入会金・月会費】

1. 会員は別に定める入会金、月会費を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。
2. 月途中での入会の場合は、月会費 2,000 円×参加回数分となります。

第6条 【費用の支払い方法】

1. 本規約に基づく費用等の支払い方法は、月初めのトレーニング時に現金にてお支払いいただきます。
2. 保険金につきましては、4月度の月会費に合わせてお支払いいただきます。

第7条 【遵守事項】

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第8条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。

第9条 【中止】

1. 荒天や天災による中止の場合は、本スクールよりスクール開始時間の1時間前までに会員に連絡するものとします。
2. 中止による代替については、振替日を設けません。

第10条 【登録事項の変更】

会員は、本スクールに登録した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、速やかに本スクールに連絡するものとします。尚、前述の連絡が無い場合本スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、本スクールには一切責任を負わないものとします。

第11条 【入会】

入会日は受講開始日とします。

第12条 【退会】

1. 会員が会員都合により退会する場合は、1ヶ月前までに本スクールの承認を得るものとします。
2. 一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料を支払うものとします。

第13条 【休会】

1. 会員が会員都合により休会する場合は、1ヶ月前までに本スクールの承認を得るものとします。

第14条 【復帰】

1. 休会した会員が復帰する場合は、本スクールの承認を得るものとします。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰日より月会費を支払うものとする。

第15条 【保険】

会員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは本スクールが行います。保険料負担は、会員が負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険の約款通りとなります。

第16条 【負傷時の処置】

会員が練習時に負傷した場合は、本スクールが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとします。

第17条 【除名】

会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他本スクールが会員として不適格と判断した者に対し、本スクール会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき

第18条 【休講・閉鎖】

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他本クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第19条 【写真・映像の使用】

本スクールの活動風景を撮影した写真および映像は、本スクールホームページ、SNS 等に使用することがあります。

第20条 【個人情報の取り扱い】

本スクールは、法令を遵守して、知り得た個人情報を厳選に取扱います。

第21条 【免責】

会員は、本スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、本スクールに対し何ら損害賠償を求めず、本スクールは賠償しないものとします。

第22条 【付則】

本スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について本スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に本スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第23条 【発行】

本規約は、2021年3月1日より発行するものとします。